単回使用注射用針の項の次に次のように加える。

	1794				器 74	医薬品注入器	注射器具及び穿刺器具	30889012	単回使用注排用先丸針	医薬品等の液体を患者への投与又は排出するために用いる細長い中空の管をもつ器具をいう。挿入部位の損傷を防止するため、先端が鈍くなっている。本品は単回使用である。	Ⅱ	6	ー					

自己検査用尿糖計の項の次に次のように加える。

	1795				器 19	尿検査又は糞便検査用器具	臨床化学検査機器	70188012	電子尿糖計	健康管理用に専用設計された尿糖計である。センサにより、日常の尿糖値を測定するために用いる自動又は半自動の健康管理専用装置をいう。	Ⅱ	ー	非該当					

自己検査用尿化学分析器及び自己検査用尿糖計を次のように改める。

	1796		170		器 19	尿検査又は糞便検査用器具	尿検査装置	70186000	自己検査用尿化学分析器	試験紙又はセンサにより、尿中の化学物質を同定及び測定するために用いる自動又は半自動の自己検査用専用装置をいう。	Ⅱ	ー	該当		081202007	尿化学分析装置	Ⅰ	非特定
	1797		73		器 19	尿検査又は糞便検査用器具	臨床化学検査機器	70188000	自己検査用尿糖計	試験紙又はセンサにより、尿糖を同定及び測定するために用いる自動又は半自動の自己検査用専用装置をいう。	Ⅱ	ー	該当		081299003	その他の尿検査装置	ー	☆

（参考）

クラス分類告示別表			特定保守告示別表	設置管理告示別表	類別コード	類別名称	中分類名	コード	一般的名称	一般的名称定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	設置管理	旧一般的名称コード	旧一般的名称	旧クラス分類	旧修理種別
1	2	3																